

春江駅周辺地区 バリアフリー基本構想



令和8年3月

目次

| | | |
|------------|--------------------------------|----|
| 第1章 | バリアフリー基本構想の作成にあたって | 1 |
| 1 - 1 | 基本構想作成の経緯と目的 | 1 |
| 1 - 2 | 基本構想の位置づけ | 2 |
| 1 - 3 | 基本構想の計画期間 | 2 |
| 第2章 | 本市の概況 | 3 |
| 2 - 1 | 本市の特性 | 3 |
| 2 - 2 | 春江駅周辺地区の状況 | 9 |
| 2 - 3 | 上位・関連計画の方向性 | 10 |
| 第3章 | 基本理念と基本方針 | 19 |
| 3 - 1 | 基本理念 | 19 |
| 3 - 2 | 基本方針 | 20 |
| 第4章 | 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定 | 21 |
| 4 - 1 | 基本的な考え方 | 21 |
| 4 - 2 | 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定 | 23 |
| 第5章 | バリアフリー化の課題と取組方針 | 25 |
| 5 - 1 | まち歩き点検調査 | 25 |
| 5 - 2 | バリアフリー化の課題 | 33 |
| 5 - 3 | バリアフリー化に関する取組方針 | 34 |
| 第6章 | 実施すべき特定事業、その他の事業 | 35 |
| 6 - 1 | 目標年次の考え方 | 35 |
| 6 - 2 | 特定事業 | 36 |
| 6 - 3 | その他の事業 | 39 |
| 6 - 4 | 心のバリアフリー | 40 |
| 第7章 | 基本構想の評価 | 43 |
| 7 - 1 | 特定事業等の実施状況の把握 | 43 |
| 7 - 2 | スパイラルアップに向けた継続した取組 | 43 |
| 資料編 | | 45 |
| 資料1 | 構想作成の体制及び経緯 | 45 |
| 資料2 | 用語の説明 | 47 |

第1章

バリアフリー基本構想の作成にあたって

- 1 - 1 基本構想作成の経緯と目的
- 1 - 2 基本構想の位置づけ
- 1 - 3 基本構想の計画期間

第1章 バリアフリー基本構想の作成にあたって

1 - 1 基本構想作成の経緯と目的

本格的な高齢社会を迎える中、誰もが安全に安心して移動できるバリアフリー環境の必要性が高まっています。

本市においては、市の玄関口であるハピラインふくい春江駅（以下、春江駅）は、1日当たり約2,000人の乗降客が利用していますが、エレベーターやバリアフリートイレなどがなく、駅舎のバリアフリー化が課題となっています。

また、駅舎と西口広場との間にも移動の支障となる高低差や傾斜があることから、春江駅及び西口広場の連続的・一体的なバリアフリー化が課題となっています。

このような背景を踏まえ、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めることを目指し、春江駅及び西口広場を含む春江駅周辺地区を対象として、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するものです。

基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区^{※1}）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

なお、「高齢者、障がい者等」には、高齢者、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障がい者）のみならず、認知症当事者、妊産婦、けが人及びそれらの家族等が含まれます。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設^{※2}、生活関連経路^{※3}及び特定事業^{※4}を位置づけます。

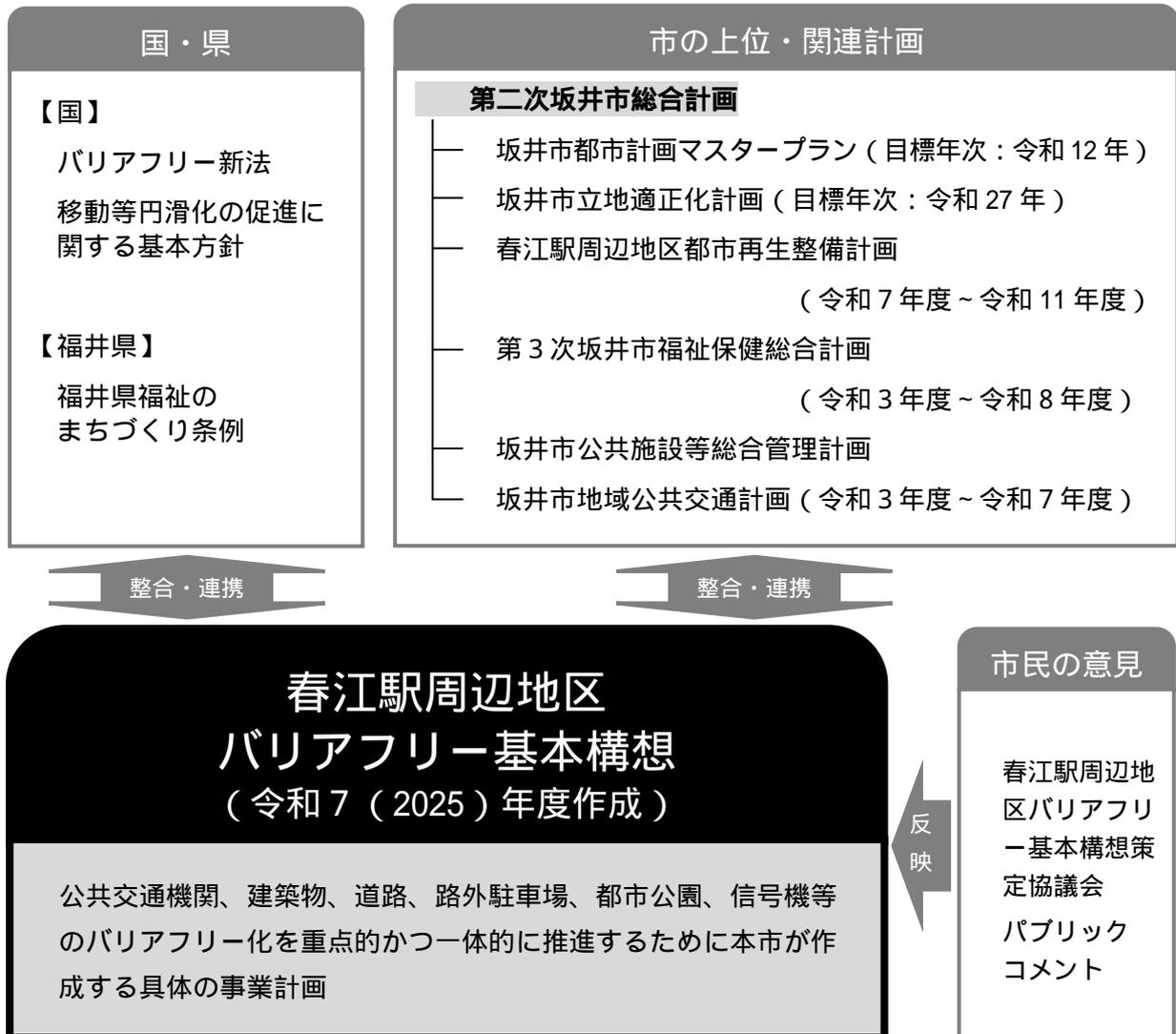
- 1 「重点整備地区」
生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間を徒歩で移動することが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区
- 2 「生活関連施設」
高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- 3 「生活関連経路」
生活関連施設間を結ぶ経路
- 4 「特定事業」
生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するための事業

1 - 2 基本構想の位置づけ

この基本構想は、バリアフリー新法に基づいて本市が定めるバリアフリー基本構想と位置づけられます。

また、作成にあたっては、坂井市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、春江駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会での審議やパブリックコメントを通じて、市民の意見の反映に努めます。

バリアフリー基本構想の位置づけ



1 - 3 基本構想の計画期間

基本構想の目標年次は、令和18(2036)年度（おおむね10年後）とします。

また、協議会において基本構想の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

第2章

本市の概況

2 - 1 本市の特性

2 - 2 春江駅周辺地区の状況

2 - 3 上位・関連計画の方向性

第2章 本市の概況

2 - 1 本市の特性

2 - 1 - 1 位置及び地勢

坂井市は、福井県の北部に位置し、南北約17km、東西約32kmにおよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約210km²です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接しています。

本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。

鉄道網も本市の中央を南北に走り、ハピラインふくい線が2駅、えちぜん鉄道三国芦原線が9駅設置されています。

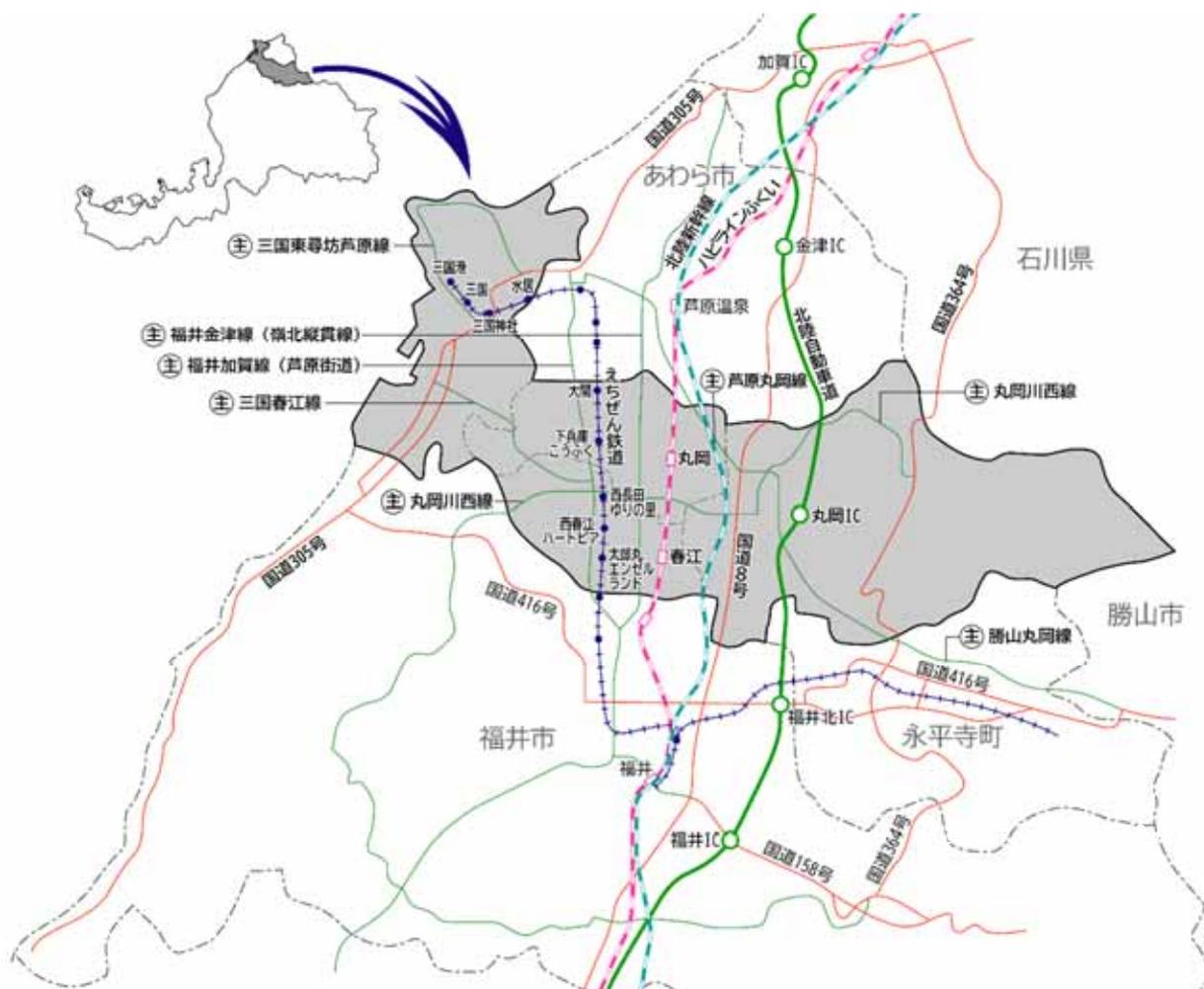


図2 - 1 - 1 坂井市の位置

2 - 1 - 2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

- ・令和2年時点の本市の人口は88,481人、世帯数は31,067世帯となっており、減少傾向が続いています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は、減少傾向が続くと予測されています。

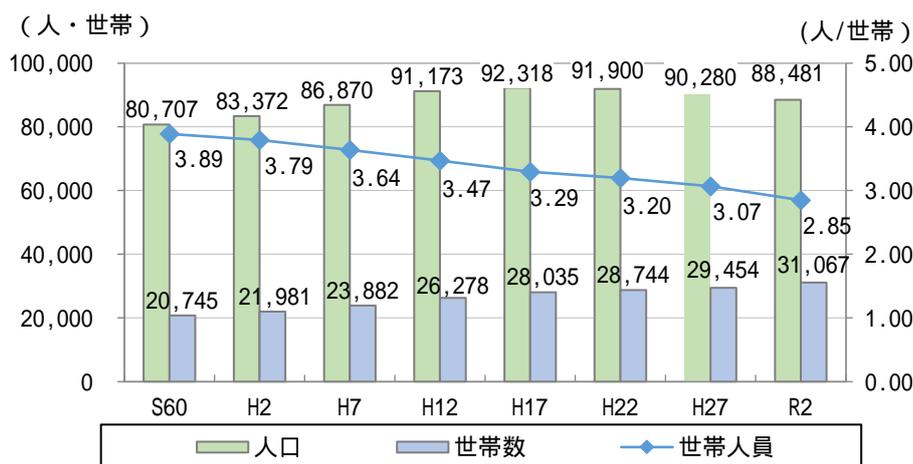
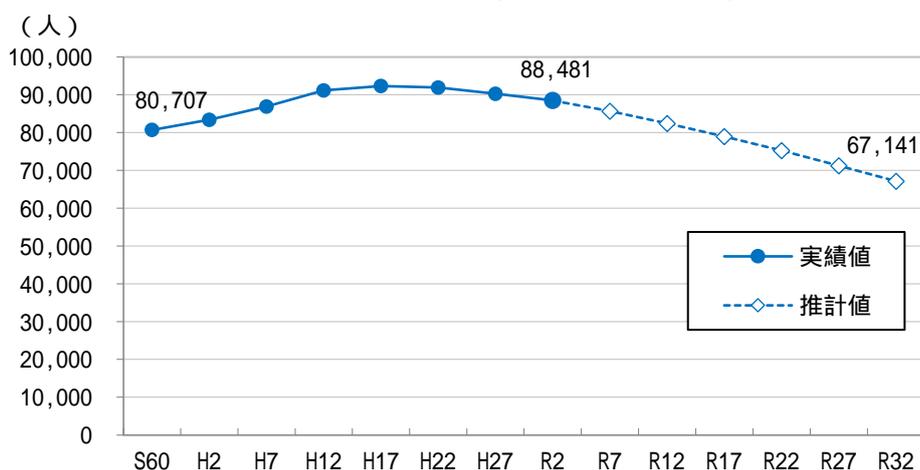


図2 - 1 - 2 人口・世帯・世帯人員の推移（出典：令和2年度国勢調査）

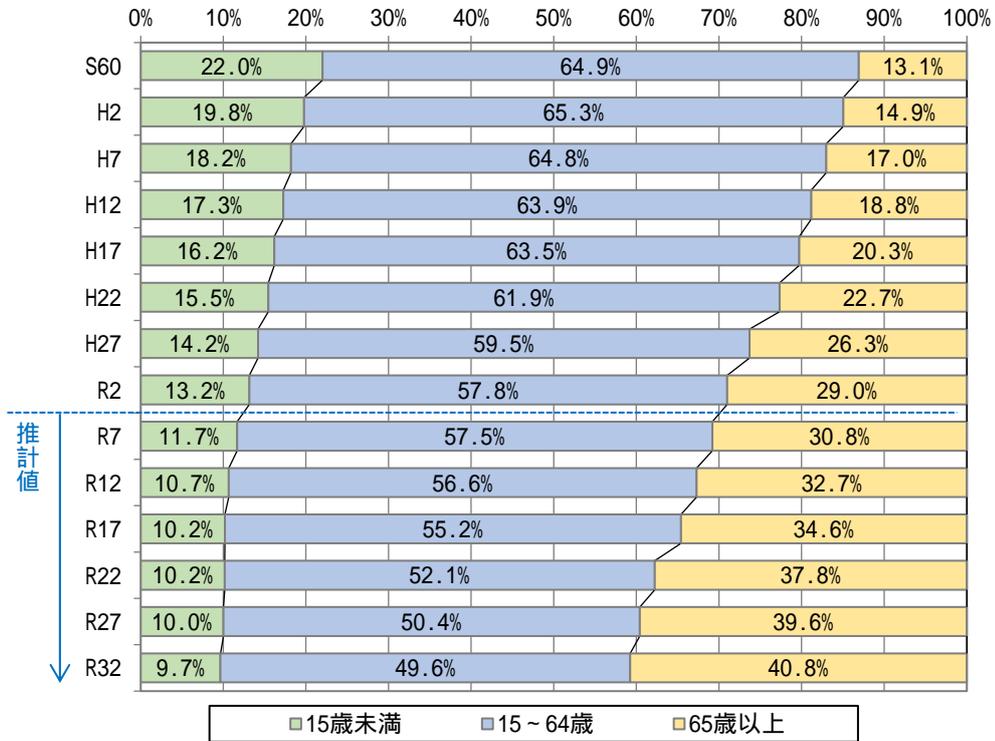
図2 - 1 - 3 人口予測（R7以降は推計値）



出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

(2) 年齢構成

- ・本市の高齢化率は29.0%（令和2年時点）で、全国平均（28.0%）よりも高い水準となっており、経年的に増加傾向となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化率は今後も増加し、約25年後（令和32年）には人口の約半数が高齢者という高齢社会になると予測されています。



（割合は年齢不詳者を除いて算出）

図2-1-4 年齢階層別人口（R7以降は推計値）

〔 出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』 〕

(3) 障がい者数

- ・本市の障がい者数は、近年では3,400人前後で推移しています。
- ・内訳をみると、「肢体不自由障害」が約5割、「内部障害」が約3割を占めています。

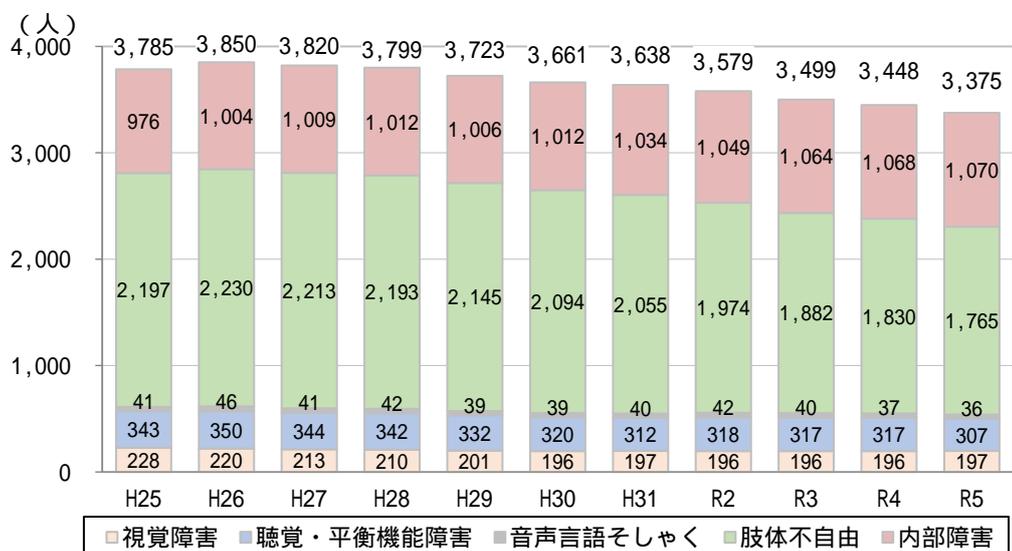


図2 - 1 - 5 身体障害者手帳交付状況 (出典：坂井市統計書 各年3月31日現在)

2 - 1 - 3 交通の状況

(1) 歩道の設置状況

・歩道設置率は17.3% (137,160.3m) となっています。

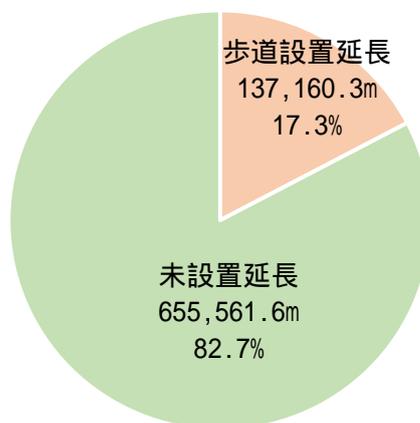


図 2 - 1 - 6 歩道の設置状況

(出典 : 本市調べ、令和 7 年 3 月 31 日時点)

) 歩道設置率 = 歩道設置延長 * / 道路実延長 (%) (* 道路中心線上の延長)

(2) 鉄道

・一日当たりの平均的な利用者数は、令和 4 年時点で春江駅が 2,020 人、丸岡駅が 2,000 人となっています。両駅ともコロナ禍で利用者数が減りましたが、近年利用者数は増加傾向にあります。

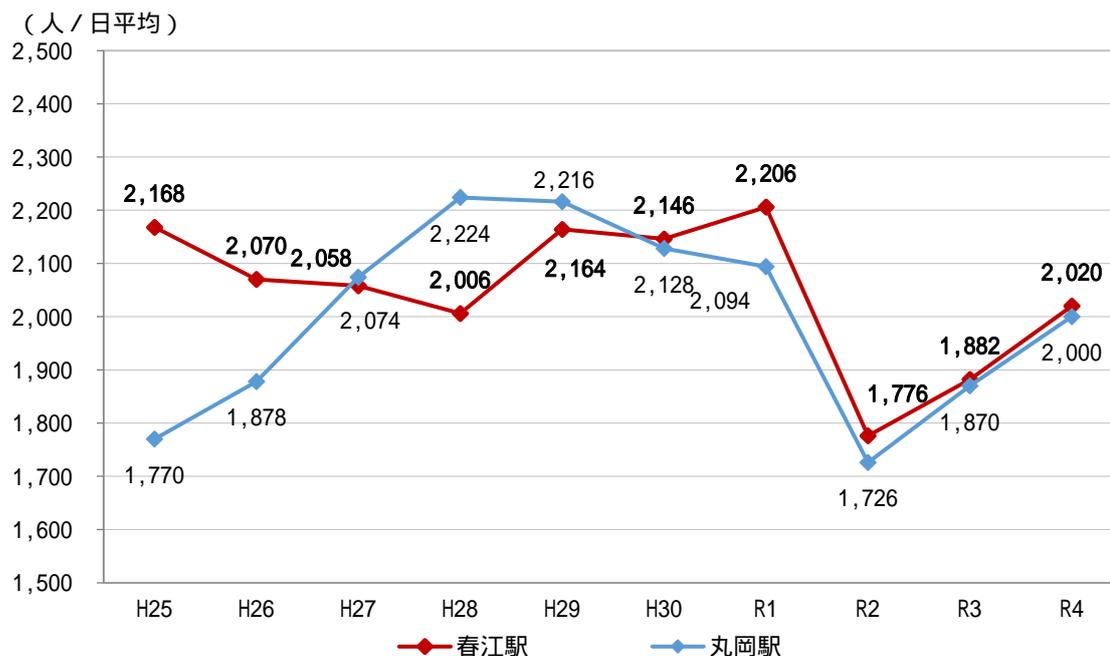


図 2 - 1 - 7 一日当たりの平均的な利用者数の推移 (出典 : 坂井市統計書)

) 「一日当たりの平均的な利用者数」は、「一日平均旅客乗車人員」を 2 倍にして算出。

(3) コミュニティバス・イータク（オンデマンド型交通）の利用状況

- ・令和5年10月のコミュニティバス改編に伴い、「基幹ルート」「接続ルート」が廃止され、「木部ルート」が新設されました。
- ・コミュニティバスの利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度以降減少しました。また、コミュニティバスの改編により、市内の主たる公共交通の転換を図ったため、改編後、更に大きく減少していますが、イータクの利用者は増加しています。

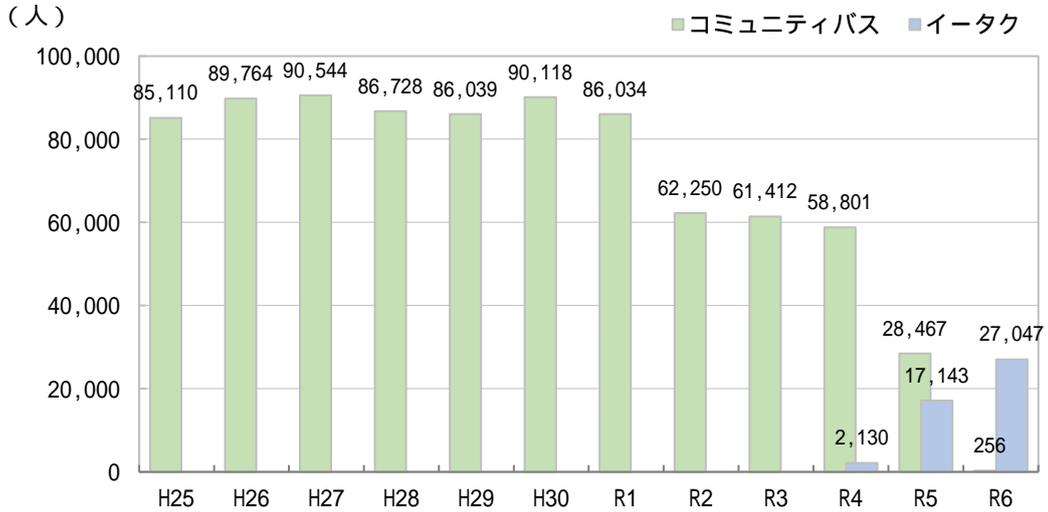


図2-1-8 コミュニティバス・イータクの年間利用者数（出典：公共交通対策課）

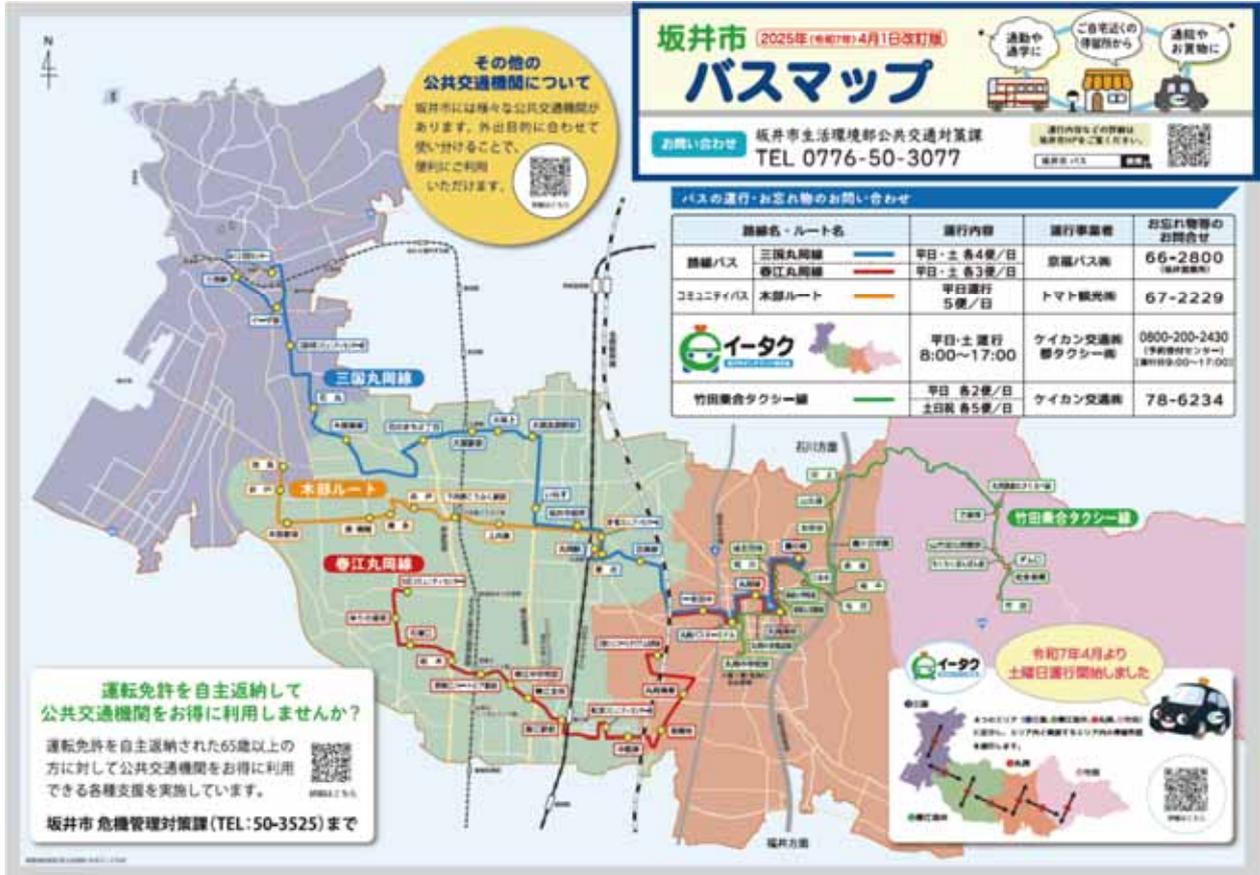


図2-1-9 コミュニティバスマップ（出典：市ホームページ）

2 - 2 春江駅周辺地区の状況

春江地区の状況を整理します。

(1) 春江地区の人口・年齢階層別人口の推移

- ・春江地区の人口は、一貫した増加傾向が続いており、令和2年には25,152人となっています。
- ・65歳以上の人口は昭和55年から令和2年までの40年間で約3.2倍に増加しており、高齢化率は平成22年から20%を超えています。

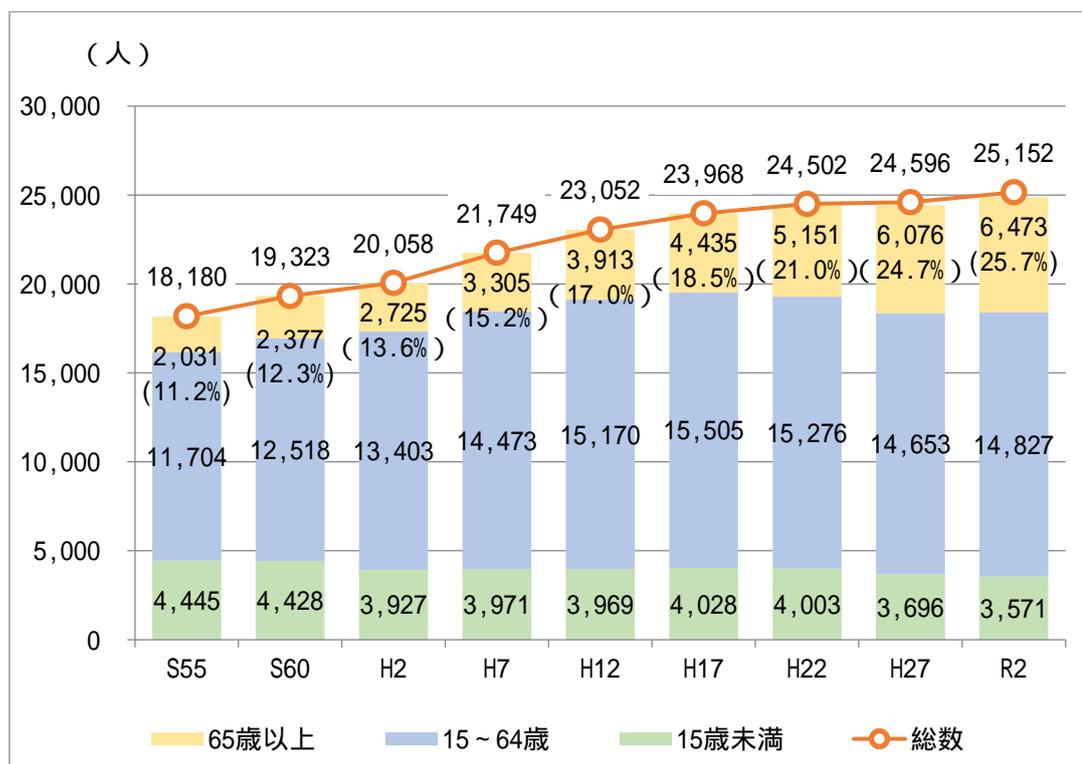


図2 - 2 - 1 春江地区の人口・年齢階層別人口の推移 (出典：国勢調査)

2 - 3 上位・関連計画の方向性

2 - 3 - 1 第二次坂井市総合計画後期基本計画

(令和7年3月 改訂)

将来像

輝く未来へ...みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～



都市づくりの理念

輝く未来へ...みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～

都市計画マスタープランの将来都市像

希望につながる多核ネットワーク都市

都市づくりの目標

- (1) 持続的に発展する多核ネットワーク型の都市づくり
- (2) 安全で安心して快適に暮らせる都市づくり
- (3) 地域の個性・魅力を高め、次代に継承する都市づくり
- (4) 既存ストックを活かした計画的・効率的な都市づくり
- (5) 身近な地域への誇りと愛着を育む都市づくり

将来都市構造



都市づくりの方針(バリアフリー関連の主な方針)

交通ネットワークの方針

(2) 道路ネットワーク整備の方針

4) 地域の実情に応じた効果的な道路整備

●歩行者、自転車交通に配慮した道路空間の創出

- ・また、近年自転車利用者の増加に伴い自転車と歩行者の事故が増えています。市街地中心部など歩行者、自転車交通が多い地区においては、専用の通行空間の確保が求められています。
- ・このため、既定の道路幅員を基本として、道路機能に応じた幅員構成の再配分を行うとともに、段差の解消等のバリアフリー化により歩行者、自転車交通が安全で安心して通行できる道路空間を創出します。

(3) 車に過度に依存しない多様な交通体系整備の方針

1) 市民や来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの確保

●公共交通機関を円滑に利用することができる環境整備

- ・各市街地拠点内における公共交通結節点として、えちぜん鉄道三国駅、丸岡バスターミナル、春江駅、丸岡駅を位置づけ、町の玄関口としての環境整備、公共交通の利便性向上を図ります。
- ・利用者の多い丸岡駅や春江駅、コミュニティバスが乗り入れる駅の安全性・利便性を確保するため、クルマと人の分離による駅前広場（バス・タクシー停車スペース、一般車両の一時停車スペース）の整備を検討します。
- ・その他の駅においても、利用状況に応じた駐車場や駐輪場の整備に努め、自動車および自転車利用者が鉄道を利用できる環境の充実を図ります。
- ・また、誰もが快適に駅を利用できるように、駅舎や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差などの解消）を推進します。
- ・えちぜん鉄道を利用する観光客等の利便性向上を図るため、レンタサイクルのサービスの拡充を図ります。

2) 安心して快適に歩ける歩行者重視の道づくり

- ・車に過度に依存しない都市環境を形成するためには、公共交通網の充実とともに、日常的な生活圏などを中心として、安全で快適に歩ける道づくりが重要です。
- ・このため、歩道の整備、花や緑によるうるおいの創出などを図り、誰もが安全で快適に利用することのできる歩行空間のネットワークづくりを進めます。
- ・特に、鉄道駅や多くの市民が利用する施設が集積する地区は、幅員にゆとりのある歩道の整備、周辺環境と調和した舗装のグレードアップや、一方通行などの車両の通行規制、沿道建築物の壁面後退による連続的な歩行空間の確保、隅切りの確保による交差点の見通しの改善など、地域住民の意向を尊重しながら、安心して楽しく散策できるような市街地づくりを重点的に進めます。
- ・また、通学路などの生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、関係機関と連携し、ゾーン30の設置拡大を検討します。
- ・更に、駅や福祉施設周辺および人口密度の高い市街地を中心にバリアフリー化を図り、安全で快適な道づくりを進めます。

春江地区のまちづくり構想

(1) まちづくりの構想

教育文化施設や県都に隣接する立地特性を活かした 暮らしやすいまちづくり

(2) 交通ネットワーク整備方針

2) 車に依存しない多様な交通体系整備の方針

便利でより多くの人利用可能な公共交通網の形成

- ・各鉄道駅では、コミュニティバスとの快適な乗り継ぎ環境を整備し、交通結節機能を強化します。また、春江駅については、北陸本線の第3セクター化を見据え、地域に密着した交通機関としての利便性向上と利用促進を図ります。
- ・春江支所や春江駅など多くの人利用可能な公共施設を巡回し、バスサービスの空白地帯の解消を図るコミュニティバスの運行を継続します。
- ・コミュニティバスは、利用状況の把握および検証を踏まえながら、デマンド化への移行を含め、効果的かつ効率的な運行を検討します。

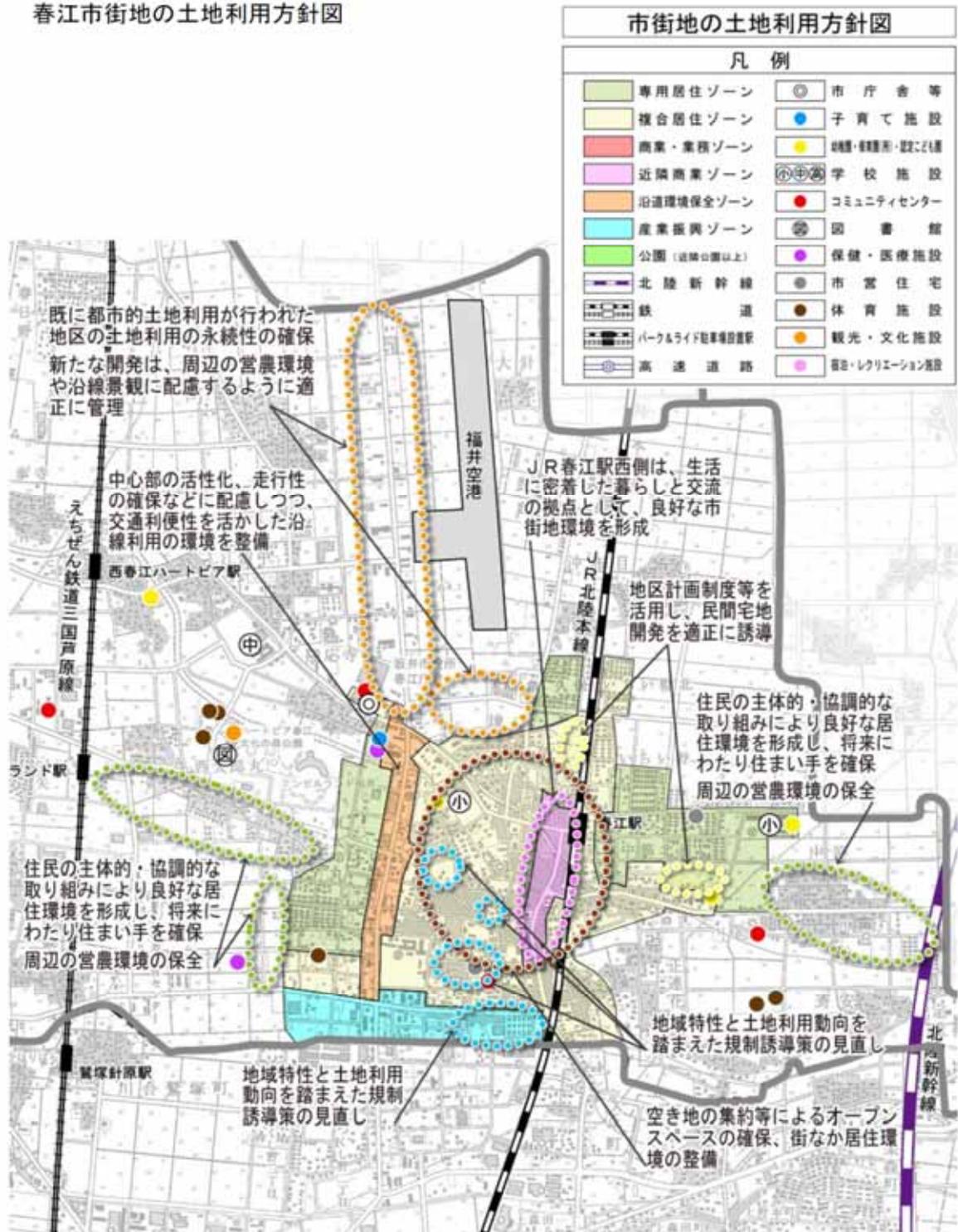
歩行者が安全で快適に通行できる環境の整備

- ・春江支所、文化の森、春江中学校、春江図書館等の公共公益施設が集積する地区と春江駅を含む一帯については、周辺居住者や春江駅利用者が、これらの都市機能に歩いて行くことができる交通環境の整備を進めます。

自転車の利用環境の充実

- ・既存道路の安全な自転車空間の確保により、全市的な自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・えちぜん鉄道三国芦原線の太郎丸エンゼルランド、西長田ゆりの里駅で実施しているサイクルトレインについては、事業者との連携・調整を図り、サービスの継続、利用者のニーズに応じたサービスの拡大について検討します。

春江市街地の土地利用方針図



まちづくりの方針(ターゲット)

希望につながる多核ネットワーク都市

～ 4つの核とネットワークによる 安全で持続可能なまちづくり～

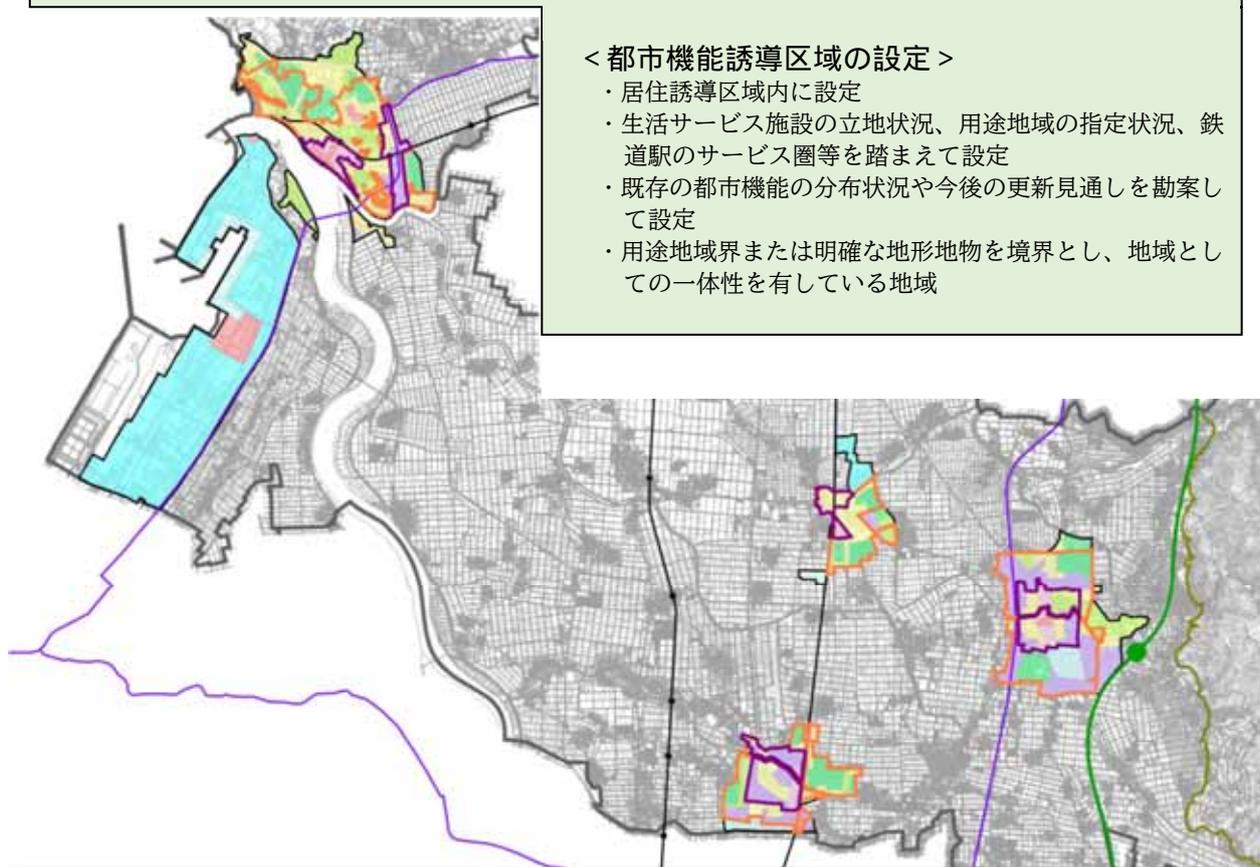
誘導区域の設定

< 居住誘導区域の設定方針 >

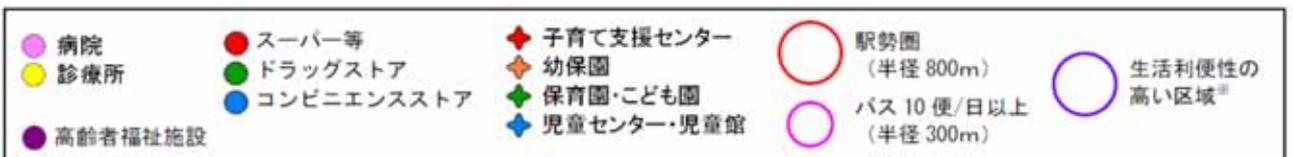
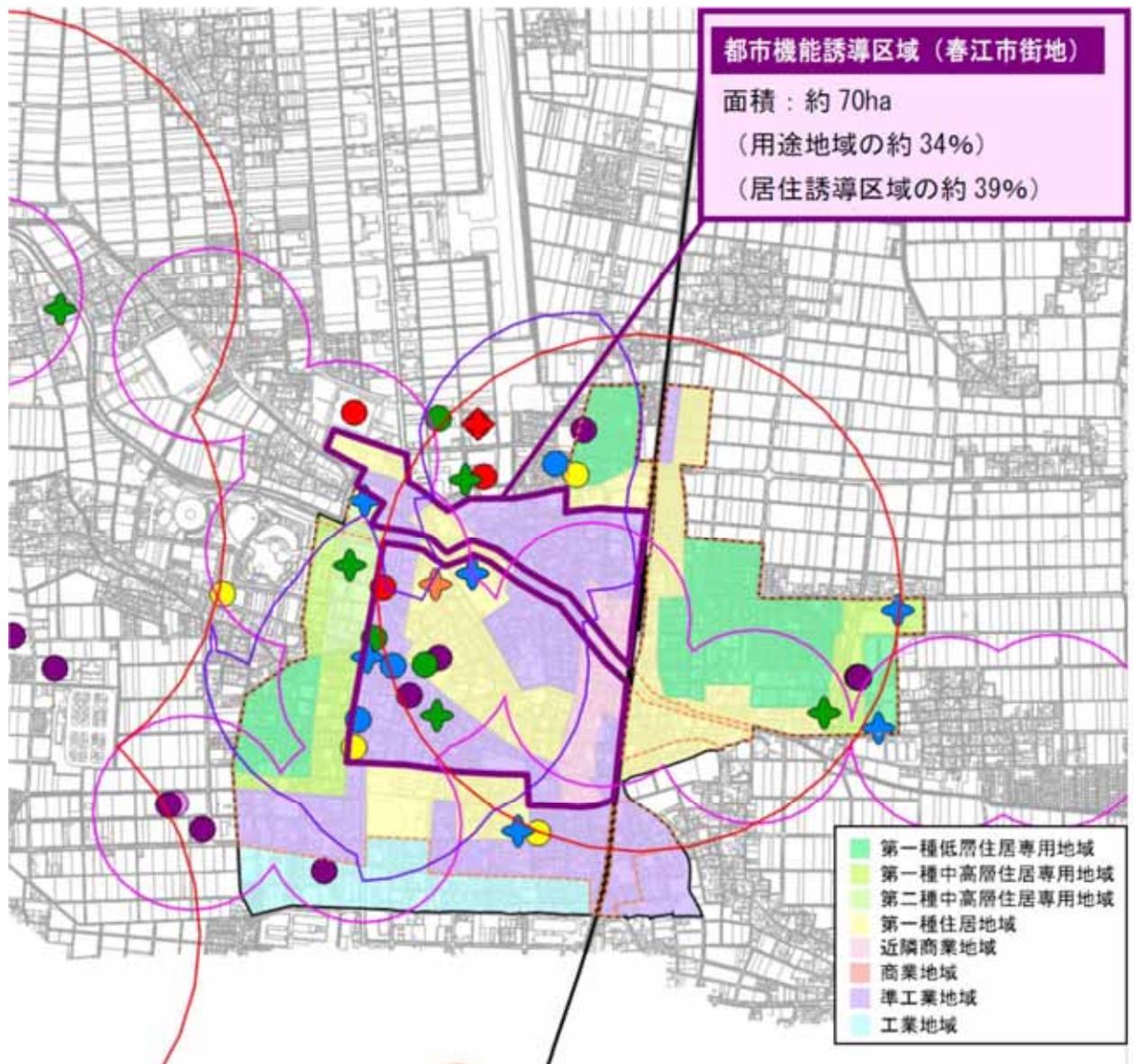
- ・各地域においてこれまでに中心的な役割を果たしてきた、コンパクトなまちづくりの核となる区域を基本に、将来においても一定の人口集積が見込まれるエリア、公共交通利便性を確保すべきエリアを中心に、生活サービス施設の利便性などを踏まえて総合的な視点から設定
- ・日常生活サービス機能の持続的な確保が可能となる人口密度が確保される範囲で設定・土砂災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少なく、土地利用の実態からも居住に適した区域について設定
- ・新たなインフラ整備や公共投資の必要性の低い既存の市街地を中心に設定
- ・大規模公園や緑地・山林など、今後とも現在の環境を保全すべき区域は対象外

< 都市機能誘導区域の設定 >

- ・居住誘導区域内に設定
- ・生活サービス施設の立地状況、用途地域の指定状況、鉄道駅のサービス圏等を踏まえて設定
- ・既存の都市機能の分布状況や今後の更新見通しを勘案して設定
- ・用途地域界または明確な地形地物を境界とし、地域としての一体性を有している地域



春江市街地の都市機能誘導区域



※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

目標

大目標：魅力と活力が共生し多様な交流が生まれるまち

目標1：安心・安全な交通結節点の創出

目標2：利便性の高い滞留空間の創出

課題

課題1：春江駅が人・自転車・自動車による安全安心な利用に向け、駅前ロータリーの整備や歩行空間等の確保し、安全性の高い交通結節拠点とする必要がある。

課題2：過度に車に頼りすぎないまちづくりに向け、オンデマンド型交通等の公共交通機関や自転車等の二次交通の利便性や快適性を高める必要がある。

課題3：駅周辺における待合空間の充実に向け、滞留空間や緑化空間を創出する必要がある。

計画区域内の整備方針

【整備方針1】利便性の高い交通結節点の形成

- ・駅利用者の送迎の利便性向上と歩行者の安全性を確保するため、ロータリーを整備する。
- ・駅東方向からの利便性向上に向けて、駐車場、駐輪場、送迎用乗降場を整備する。

【整備方針2】歩行者の安全性確保と待合環境の向上

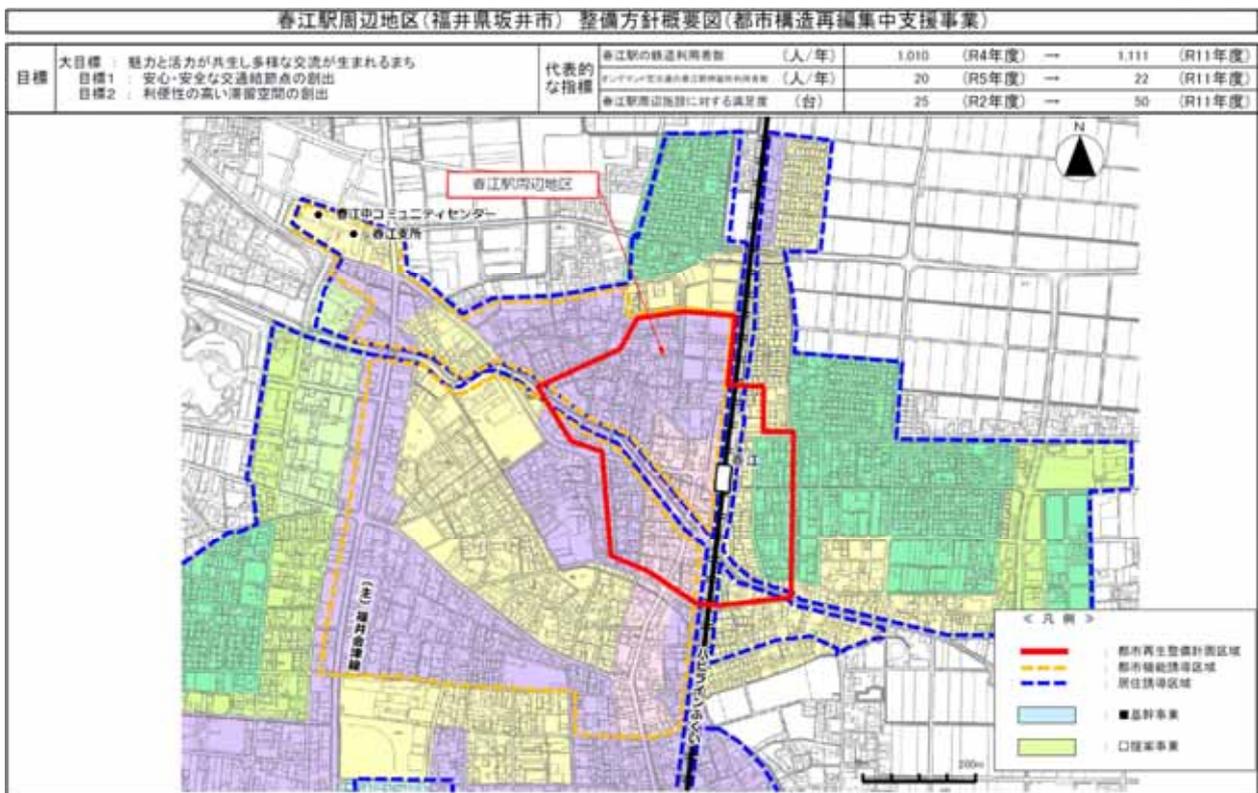
■歩行者の安全性確保

- ・歩行者の安全性確保と歩行の連続性確保に向けてロータリー内に歩行者空間を確保する。
- ・雨、雪、日差しを遮るための歩行者用シェルターを設置し、移動の快適性の向上を図る。
- ・夜間も安全に通行できるように、歩行者照明灯を設置する。

■待合環境、緑化環境の向上

- ・潤いと魅力ある春江駅に向けて、駅に隣接した公園の再整備を行う。
- ・子育て世代等による賑わいを創出するため、地域交流センターを整備する。

春江駅周辺地区 整備方針概要図



高齢者福祉計画(バリアフリー関連の主な方針)

基本目標 いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

基本施策3.住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生のまちづくり

推進項目(2)認知症との共生と予防

3)認知症高齢者を支えるまちづくり

認知症になっても地域で暮らし続けるために障壁を減らしていく認知症バリアフリーの推進

○認知症サポーターによる地域での実践的なサポート活動

障がい者福祉計画(バリアフリー関連の主な方針)

基本目標 自分らしく生き、ともに支え合うまち

基本施策1.地域で助け合い、安心して暮らせる体制づくり

推進項目(2)安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が様々な活動の場に円滑に参加するためには、誰もが暮らしやすい生活環境の整備が必要です。

障がいのある人の外出を支援する福祉サービス等の利用を支援し、移動手段の確保に努めるとともに、市内の道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化を促進することにより、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

1)交通・移動手段の確保

福祉タクシー利用料金の助成 特別支援学校の通学支援 自動車改造費の助成

移動支援事業(地域生活支援事業)の推進

2)障がいのある人にやさしいまちづくり

バリアフリーによるまちづくりの推進 ハートフル専用パーキング利用証制度(県)の推進

道路の維持管理の強化、歩道等のバリアフリー化 公共施設等のバリアフリー化の推進

重度身体障がい者住宅改造費の助成

基本施策2.人権の尊重と共生社会の実現

推進項目(1)差別の解消・権利擁護の推進

すべての人が分け隔てなく暮らしていくために、自分らしく暮らし、学び、働くことができるよう、互いに尊重し合える環境の構築をすすめます。そのために、障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」について、広く市民や事業者へ周知・啓発を図り、社会全体でのバリアフリー化の推進に努めます。

また、障がいにより判断能力が十分でなく、自ら財産管理等を行うことが困難な場合には、成年後見制度の利用を促進する等、権利擁護の推進を図ります。

1)障がいを理由とする差別の解消

市民、企業等への障害者差別解消法等の周知 障がいのある人への合理的配慮について周知啓発

○行政サービスにおける合理的配慮の周知徹底 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知

2)権利擁護の推進

○権利擁護にかかる啓発 成年後見制度の周知 成年後見申立ての支援

3)虐待防止の推進

虐待防止のための普及啓発、研修等の実施 障がい者虐待防止センターの周知

○障がい者虐待通報への適切な対応、支援の実施 ○虐待防止ネットワーク連絡会の開催

4)意思決定支援の推進

意思決定支援に携わる支援者の知識、技術の向上 ○意思決定支援ガイドラインの周知

2 - 3 - 6 坂井市公共施設等総合管理計画 (平成29年3月策定 令和5年3月 一部改訂)

施設類型ごとの基本的な方針(バリアフリー関連の主な方針)

(1) 公共施設

基本施策3.住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生のまちづくり

公共施設見直しの基本方針

方針1 施設利用の効率性の向上

事業の見直しや類似する機能を有する施設の統合など、ソフト・ハード両面から、施設としての効率性の向上を図ります。

方針2 施設の再配置

施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上を図るため、旧町を超える広域的な利用範囲も視野に入れて施設や機能のバランスのとれた再配置を行います。

方針3 施設総量の縮減

総人口の減少や厳しい財政見通しなどのもと、今後40年間を見据えた長期的な取り組みにより、公共施設の総量(総延床面積)を縮減します。

(2) インフラ資産

方針1 適切な維持管理の推進

安全で安心な市民生活を支える都市基盤として、社会要請を踏まえつつ、必要な機能を十分に確保するため、メンテナンスサイクルの構築など、適切な維持管理に基づく取り組みを推進します。

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢や市民ニーズ(防災対応、バリアフリー、環境への配慮など)を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から必要な整備を計画的に行います。

方針2 長寿命化および維持管理コストの縮減

厳しい財政見通しを踏まえ、計画的な維持管理を実現するため、長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減や、ライフサイクルコストを考慮し、コストを平準化します。

第3章

基本理念と基本方針

3 - 1 基本理念

3 - 2 基本方針

第3章 基本理念と基本方針

3 - 1 基本理念

本構想の上位計画である第二次坂井市総合計画後期基本計画では、目指すべき将来像を「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」として、市民一人ひとりが輝く未来へ向かって、市民や行政、まちづくりに関わる多様な主体が協働し、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を目指す方針が示されています。

本格的な高齢社会が到来する中、目指すべき将来像を実現していくためには、高齢者や障がい者を含めたすべての人が同じように生活し、活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を念頭に置きつつ、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、春江駅周辺などにおける連続的・一体的なバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のことを踏まえたうえで、本市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を以下のとおり定めます。

基本理念

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

基本方針

人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

継続的・段階的なバリアフリー化の推進

3 - 2 基本方針

基本方針

人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

基本理念を実現するためには、高齢者や障がい者だけでなく、あらゆる人が利用しやすい施設や移動空間の整備が必要であることから、多くの人々が利用する生活関連施設や経路を中心にユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

そのためには、計画段階からバリアフリー化に関する情報を市民に提供し、当事者・関係者の意見を聞きながら、市民総参加によるまちづくりを推進します。

基本方針

市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となりますが、そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分、官民の敷地界などでのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることが不可欠となります。

このため、行政内部においては、関係部署相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進するとともに、施設設置管理者やバリアフリー化対象路線沿道の民間事業者、関係者等との協働によるバリアフリー化への取組を推進します。

基本方針

お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するためには、誰もがお互いに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現が課題となります。

そこで、福祉・教育分野との連携のもと、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針

継続的・段階的なバリアフリー化の推進

バリアフリー化を取り巻く本市の喫緊の課題は、春江駅周辺の連続的・一体的なバリアフリー化ですが、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えるためには、連続的・一体的なバリアフリー化の取組を、地域の実情を踏まえつつ継続的に発展させていくことが重要となります。

このため、「選択と集中」の視点からバリアフリー化が必要なエリアや取組内容を検討したうえで、中長期的な視点のもとで継続的・段階的なバリアフリー化を推進します。

第4章

重点整備地区、生活関連施設、 生活関連経路の設定

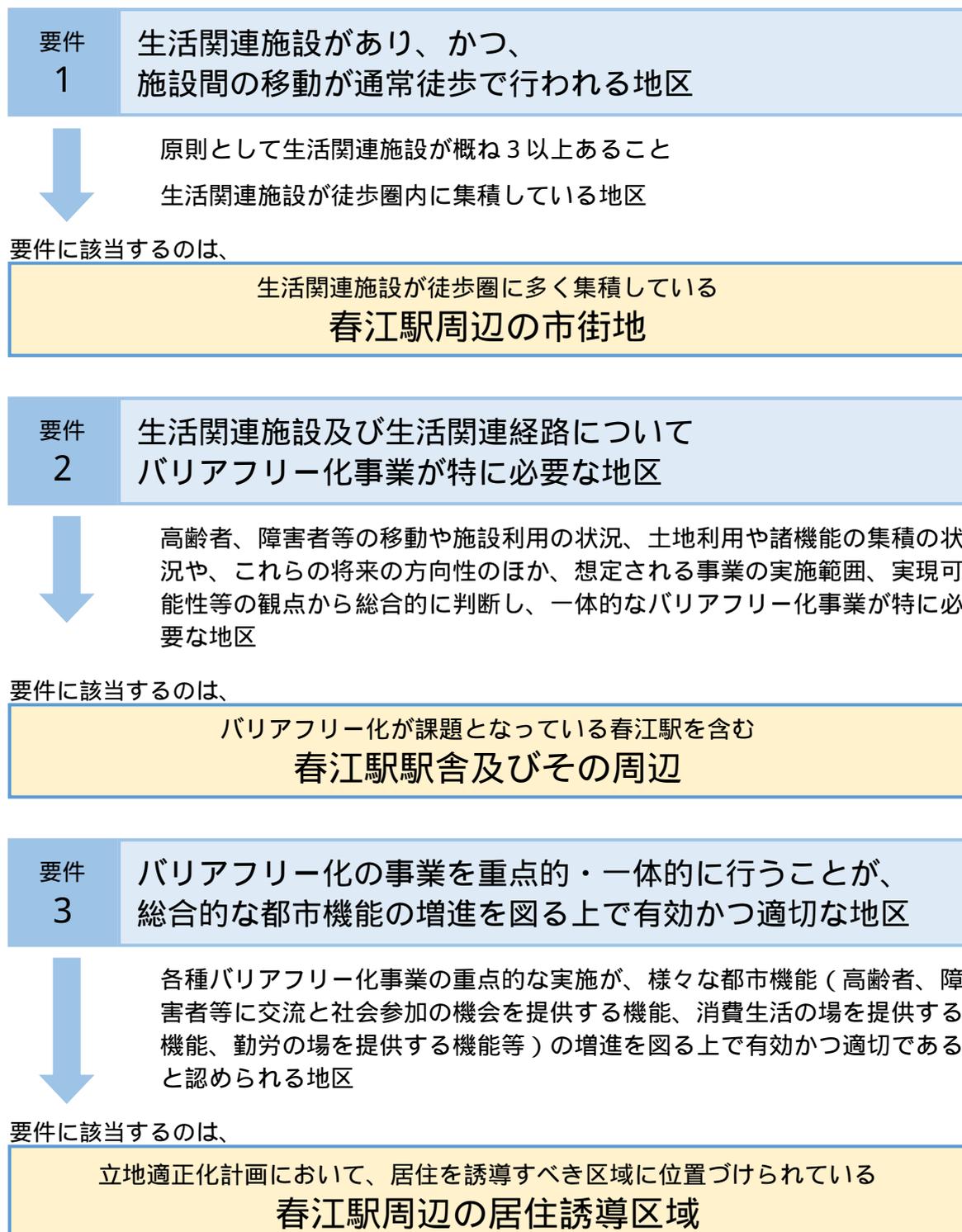
- 4 - 1 基本的な考え方
- 4 - 2 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

第4章 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

4-1 基本的な考え方

4-1-1 重点整備地区の要件と考え方

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第21号において、以下のとおり3つの要件が示されています。



4 - 1 - 2 生活関連施設の考え方

本構想では、徒歩圏内に立地する生活関連施設に該当する施設の中から、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

生活関連施設の基本的な考え方

| 基本的な考え方 | |
|-------------------------|--|
| 常に多数の人が利用する施設を選定する | <ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等、高齢者や障がい者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な人が利用する用途の施設。 ・国・都道府県・市町村が管理する施設。 |
| 高齢者や障がい者などの利用が多い施設を選定する | <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム・障がい者支援施設等、高齢者・障がい者が多く居住する施設、福祉サービス施設・（障がい者）地域活動支援センター等、高齢者や障がい者などの利用が多い施設。 |

4 - 1 - 3 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、バリアフリー化事業を重点的に推進する必要がある道路、駅前広場などが対象となります。

本構想では、「生活関連施設相互を結ぶ、より多くの人利用する経路」に該当する経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線や現状の歩道の状況などを踏まえて、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある経路を生活関連経路として選定します。

生活関連経路の基本的な考え方

| 基本的な考え方 | |
|----------------------|---|
| より多くの人利用する経路を選定する | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する。 |
| 生活関連施設相互のネットワークを確保する | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークを構成するよう配慮する。 ・一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましい。 |



4 - 2 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

「4 - 1 基本的な考え方」を踏まえ、「居住誘導区域(春江駅周辺)で春江駅駅舎及びその周辺」を基本に重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路を設定します。

重点整備地区

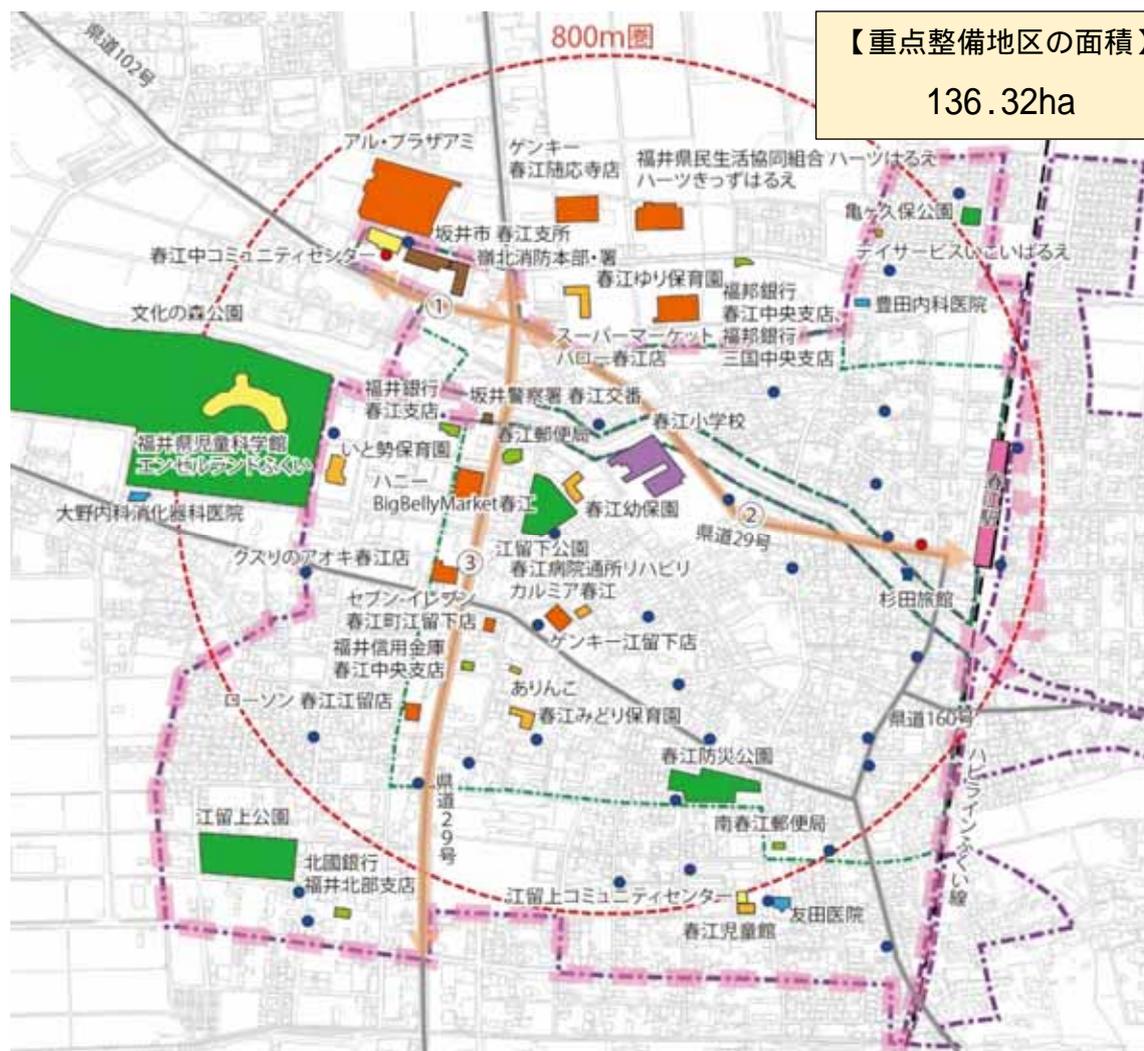
旅客施設を中心とした地区、高齢者や障がい者などが利用する施設が集まった地区

生活関連施設

日常的に多数の人が利用する、または、高齢者や障がい者などの利用が多い施設

生活関連経路

生活関連施設を相互に結び、多くの人が利用する経路で、優先的にバリアフリー化の必要性がある経路



凡例

| 重点整備地区 | 生活関連施設 | その他 |
|--------|--------|----------|
| 重点整備地区 | 旅客施設 | 都市機能誘導区域 |
| | 商業施設 | 居住誘導区域 |
| | 公共公益施設 | 鉄道 |
| | 教育施設 | 路線バス停留所 |
| | 医療施設 | イータク停留所 |
| 生活関連経路 | 福祉施設 | |
| 県道 | 金融施設 | |
| | 官公庁施設 | |
| | 公園 | |
| | 路外駐車場 | |
| | 宿泊施設 | |

生活関連施設リスト (33 施設)

| | | |
|--|---|--|
| <p>旅客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春江駅 | <p>教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春江小学校 | <p>金融施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春江郵便局 ・南春江郵便局 ・福井銀行 春江支店 ・福井信用金庫 春江中央支店 ・北國銀行 福井北部支店 |
| <p>商業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハニーBigBellyMarket 春江 ・ゲンキー江留下店 ・クスリのアオキ春江店 ・セブン-イレブン 春江町江留下店 ・ローソン 春江江留店 | <p>医療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田内科医院 ・友田医院 | <p>官公庁施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂井市役所 春江支所 ・嶺北消防本部、嶺北消防署 ・坂井警察署 春江交番 |
| <p>公共公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春江中コミュニティセンター ・江留上コミュニティセンター | <p>福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスいこいはるえ ・デイサービスセンター カルミア春江 ・認知症対応型通所介護 ありんこ ・春江幼保園 ・春江児童室 ・春江みどり保育園 ・いと勢認定こども園 ・春江ゆり保育園 | <p>公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江留上公園 ・春江防災公園 ・江留下公園 ・江留上新町公園 ・亀ヶ久保公園 ・境大和公園 |

生活関連経路リスト (3 路線)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①県道 102 号 (坂井市役所春江支所～随応寺交差点) ②県道 29 号 (随応寺交差点～春江駅) ③県道 29 号 (嶺北縦貫線) |
|---|

第5章

バリアフリー化の課題と取組方針

- 5 - 1 まち歩き点検調査
- 5 - 2 バリアフリー化の課題
- 5 - 3 バリアフリー化に関する取組方針

第5章 バリアフリー化の課題と取組方針

5 - 1 まち歩き点検調査

5 - 1 - 1 まち歩き点検調査の概要

基本構想の作成にあたり、バリアフリーに関する事業（特定事業）を検討するため、地区内の主要な「旅客施設（鉄道駅等）」「生活関連経路（道路）」を実際に歩きながらバリア（障壁）を確認・点検する「まち歩き点検調査」を実施しました。

| 実施日時 | 点検場所 | 参加者 |
|-----------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 令和7年9月30日(火) 13:30～17:00 | 春江駅舎、西口広場、駐車場、 駅周辺の主要な歩行者空間 | 委員等 17名 学生 13名 |

点検箇所



5 - 1 - 2 主な指摘事項

(1) Aグループ

| 春江駅舎 | | |
|----------|--|----|
| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
| 出入口 | ・ 駅舎出入口の勾配がきつい。 (縦勾配 4%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) | 1 |
| | ・ 乗降時の雨除けになる庇があると良い。 | 2 |
| 通路 | ・ 改札から階段方面への点字誘導ブロックがない。 ・ 通路横の側溝蓋のすきまが大きい。 | 3 |
| エレベーター | ・ 駅東西の両側から駅への出入り口とエレベーターを設置してほしい。 | 4 |
| プラットフォーム | ・ 待合室にしきりがない。 ・ 待合室にはエアコンや優先席があると良い。 | 5 |
| | ・ プラットフォームの転落防止対策が必要。 ・ 待合室の横に柱があり、歩行者スペースが狭い。 | 6 |
| トイレ | ・ トイレ入り口の幅が狭く、大きい段差がある。 (幅 70 cm、段差 4 cm、基準は、幅 80cm 以上、段差なし) | 7 |
| | ・ トイレは和式、スペース(通路)が狭い。 ・ バリアフリートイレがない。 ・ トイレに子ども用椅子と鍵を複数設置してほしい(子どもが開けてしまわないように)。 | 8 |
| 改札口 | ・ 改札口が車いすやベビーカーでは通りにくい。 (幅 68cm、基準は 80cm 以上の拡幅改札口を 1 箇所以上設置) | 9 |

指摘箇所の状況

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 1) 駅舎出入口の勾配 | 2) 駅舎出入口 | 3) 通路 | 5) 待合所 |
|  |  |  |  |
| 6) プラットフォーム | 7) トイレ出入口 | 8) トイレ内部 | 9) 改札口 |

※番号4に該当する写真なし。

西口広場、駐車場

| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
|------|---|----|
| 歩道等 | ・舗装が破損し、段差が生じている。 (段差 4.5 cm、基準は段差なし) | 1 |
| | ・側溝付近に傾斜が生じている。 (勾配 7~8%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) ・グレーチングの網目が大きく、ベビーカーなどのタイヤが落ち込むリスクがある。 | 2 |
| | ・駐車場方面の路面の傾斜が大きい。 (勾配 13%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) | 3 |
| | ・自転車と歩行者の動線が混在して危険。 | 4 |
| 駐車場 | ・駅の入口近くにベビーカー利用者や身障者のための傾斜のない乗降スペースを設置してほしい。 | 5 |
| | ・身障者用の駐車場がない。 ・ベビーカー利用者のため駐車枠を広くしてほしい。 | 6 |
| | ・駐車場の出入口がわかりにくい。 | 7 |
| | ・支払いがコインのみで不便。 ・月極と時間貸しの駐車枠が混在して、わかりづらい。 | 8 |
| その他 | ・歩行者、自転車、自動車が混在して危険。動線整理（歩車分離）が必要。 ・送迎スペースのすみわけが必要。 | 9 |

指摘箇所の状況

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 1) 路面の段差 | 2) 側溝付近 | 3) 路面の傾斜 | 4) 駐輪場付近 |
|  |  |  | |
| 6) 駐車場 | 7) 駐車場出入口 | 8) 駐車場案内など | |

※番号 5、9 に該当する写真なし。

駅周辺の主要な歩行者空間

| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
|--------|---|----|
| 歩道等 | ・ 駅周辺歩道に雑草があり、歩行の妨げになっているなど、歩道が管理に問題がある。 | 1 |
| | ・ 駅西口側歩道の傾斜が大きい。 (縦断勾配 13%、横断勾配 18%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下)。 | 2 |
| | ・ 駅東口側には、歩道がなく、駅へ直接出入りできる改札口もない。 | 3 |
| 立体横断施設 | ・ 地下道の傾斜が大きい。 (勾配 7.0~14%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) | 4 |
| | ・ 地下道の手すりが自転車側にあり、歩行者側に設置されていない。 | 5 |
| | ・ 出入口が傾斜していて、すぐに道路に出てしまうため、車いすが安全に停止できるスペースがない(駅東口側)。 | 6 |

指摘箇所の状況

| | | | |
|---|---|---|--|
|  |  |  |  |
| 1) 駅西口側歩道 | 2) 駅西口側歩道の傾斜 | 3) 駅東口側 | 4) 地下道の傾斜 |
|  |  | | |
| 5) 地下道の手すり | 6) 地下道出入口 | | |

心のバリアフリーに関するご意見

- ・ 実際の利用を想定した検討が必要。
- ・ 色々な立場の人の視点で考えることが大切。
- ・ お互いに共存できる居場所づくり。

(2) Bグループ

春江駅舎

| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
|----------|--|----|
| 出入口 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎出入口を引き戸にしてほしい。 ・ 誘導アナウンスがあるとよい。 | 1 |
| 通路 | ・ 改札から階段方面への誘導ブロックがない。 | 2 |
| | ・ 溝蓋にガタツキがあり、車椅子での通行に不安があるため、直してほしい。 | 3 |
| | ・ 通路の屋根が連続しておらず、床も滑りやすい材質であるため、積雪時に車椅子の方の転倒が懸念される。 | 4 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 改札口を出て、すぐの手すりが見えづらい。 ・ 車椅子利用の児童が電車をしっかりと見られるような、柵を設置してほしい。 | 5 |
| 階段 | ・ 片麻痺の方の利用を想定して、階段中央にも手すりを設置してほしい。 | 6 |
| | ・ 最初の3段のみ異なる段差であり、躓きかねないため、段差を統一してほしい。 | 7 |
| エレベーター | ・ 車椅子の介助者が、要介護者と一緒に乗れるように、サイズの大きいエレベーターを設置してほしい。 | 8 |
| プラットフォーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止柵がない。 ・ 誘導アナウンスがあるとよい。 | 9 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異性介助がしやすい多目的トイレがほしい。 ・ 洋式トイレや洗面所の高さ等も車椅子の方へ配慮が必要。 ・ 介護者の同伴が必要な方と、一人で問題ない方の両ケースを配慮して、検討してほしい。 ・ 介護者の非常ボタンやトイレトペーパー、トイレ詰まりの対応が可能な体制を整える必要がある。 | 10 |
| 改札口 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅が狭く、車椅子の方だけでなく、買い物帰りの健常者の方のためにも幅を大きくしてほしい。 (幅 68cm、基準は 80cm 以上の拡幅改札口を 1 箇所以上設置) | 11 |
| 券売機 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙幣投入口の位置が高いため、車椅子利用の方への配慮をお願いしたい。 (高さ 120cm 以上、基準は 110cm 以下) | 12 |

指摘箇所の状況

| | | | |
|--|--|---|---|
|  |  |  |  |
| 1) 駅舎出入口 | 2) 通路 | 3) 通路脇の側溝 | 4) 通路屋根 |
|  |  |  |  |
| 5) 通路の手すりなど | 6) 階段手すり | 7) 階段段差 | 9) プラットフォーム |
|  |  |  | |
| 10) トイレ | 11) 改札口 | 12) 券売機 | |

※番号8に該当する写真なし。

西口広場、駐車場

| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
|------|---|----|
| 歩道等 | ・ 駅舎入出口付近の傾斜が大きい。 (勾配 6%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) | 1 |
| | ・ 点字ブロックが途切れている。 ・ 歩道が途切れており、歩車分離がされていない。 | 2 |
| | ・ 駐車場へ続く通路の傾斜が大きい。 (勾配 13%、基準は 5%以下、やむを得ない場合 8%以下) | 3 |
| 駐車場 | ・ 整備計画案のロータリーや駐車場に、ベビーカー利用者や身障者のための乗降スペースを設置してほしい。 | 4 |
| その他 | ・ 整備計画案の公園にはインクルーシブ遊具を設置してほしい。 | 5 |

指摘箇所の状況

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 1) 出入口付近の傾斜 | 2) 歩道等 | 3) 路面の傾斜 |

※番号 4、5 に該当する写真なし。

駅周辺の主要な歩行者空間

| 指摘箇所 | 指摘事項 | 番号 |
|--------|--|----|
| 歩道等 | ・地下道の西口側出入口付近の傾斜が大きい。 (勾配7~8%、基準は5%以下、やむを得ない場合8%以下) | 1 |
| | ・地下道の西口側出入口付近のグレーチングの網目が荒く、車椅子の前輪や白杖が挟まりかねない。 | 2 |
| | ・駅西口側歩道の傾斜が大きい。 (横断勾配8%、基準は5%以下、やむを得ない場合8%以下) | 3 |
| | ・駅東口側には、駅へ直接出入りできる改札口がない。 ・歩道がない。 ・全体的に道路と線路に高低差があり、フラットにしてほしい。 ・暗くなると用水路と道路が判別しづらくなる箇所があり、転落防止が必要。 | 4 |
| 立体横断施設 | ・地下道の手すりが途切れており、連続していない。 | 5 |
| | ・地下道の傾斜が大きい。 (勾配7~14%、基準は5%以下、やむを得ない場合8%以下)。 | 6 |
| その他 | ・東口側の空いたスペースを駐車場に利用する等、土地を有効活用して欲しい。 | 7 |

指摘箇所の状況

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 1) 駅西口側地下道入口付近 | 2) グレーチング | 3) 駅西口側歩道 | 4) 駅東口側 |
|  |  | | |
| 5) 地下道の手すり | 6) 地下道の傾斜 | | |

※番号7に該当する写真なし。

心のバリアフリーに関するご意見

・介護者の同伴が必要な方と、一人で問題ない方の両ケースを配慮して、検討してほしい（再掲）。

5 - 2 バリアフリー化の実現に向けた課題

まち歩き点検での指摘や予備点検（事務局で実施）の結果を踏まえて、バリアフリーの課題を以下のとおり整理しました。

公共交通の面では、春江駅のエレベーターやバリアフリースイレの設置、西口広場と駅舎間の段差や勾配の改善、点字ブロックや音声案内による移動の連続性確保など、駅舎及び西口広場、駐車場、駐輪場の一体的・連続的なバリアフリー化が課題となっています。また、西口広場などにおける歩行者・自動車・自転車の動線整理（歩車分離）、車いすやベビーカー利用者や高齢者、福祉車両を使用して支援を行う方々も安心して利用できる、安全な送迎スペースの確保などへの対応も求められています。

バス交通の面では、バス停やバス車両のバリアフリー化など、鉄道からバス交通への移動の連続性確保も課題となっています。

道路空間の面では、歩道の勾配や舗装の劣化、点字ブロックによる連続的な誘導、グレーチングの隙間等の改善が課題となっています。

交通安全の面では、歩行者信号の音声案内などの改善が課題となっています。

心のバリアフリーの面では、高齢者や障がい者等への理解の醸成など、様々な立場の人への理解を進め、お互いに共存できる場づくりを進めていくための取組強化が課題となっています。

バリアフリー化の課題

【課題1】 公共交通機関の バリアフリー化

- 駅舎のエレベーターやバリアフリースイレなどの新設、駅舎～西口広場～周辺地区の一体的・連続的なバリアフリー化が必要です。



【課題2】 歩行者空間の バリアフリー化

- 点字ブロックの連続性の確保、歩道の新設・改善、段差や勾配の改善など、歩行者空間の一体的・連続的なバリアフリー化が必要です。



【課題3】 歩行者の 交通安全の確保

- 歩行者・自動車・自転車の動線整理（歩車分離）や歩行者信号における音声案内の導入など、誰もが安全に安心して移動できる歩行者空間の整備が必要です。



【課題4】 心のバリアフリー の促進

- バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者、親子連れや外国人等に対する理解を深め、行動につながる「心のバリアフリー」を進める必要があります。



5 - 3 バリアフリー化に関する取組方針

移動の円滑化を促進するため、本市の関係部署が一体となって取組を進めるとともに、国や県または民間事業者と連携し、可能なところから一体的・連続的なバリアフリー化に向けた整備や補修を推進します。

施設整備等を実施する際は、地域の課題や住民のニーズなどを踏まえてバリアフリー化を推進するとともに、計画・設計段階において高齢者や障がい者など当事者の意見を反映する機会を設けることを目指します。

5 - 3 - 1 鉄道駅・バス等のバリアフリー化

- ・春江駅における出入口からホームまでの連続するバリアフリー化された経路の確保
- ・春江駅における高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレへの改修及びその案内表示の設置
- ・西口広場などにおける歩行者・自動車・自転車の動線整理（歩車分離）の徹底
- ・車いすやベビーカー利用者にも配慮した安全な送迎スペースの確保
- ・鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、移動手段の確保による誰もが安全で円滑に移動しやすい交通体系の構築
- ・バス停留所の必要箇所における視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・乗降負担の少ないノンステップバスなど、車両入替のタイミングにおける計画的な導入

5 - 3 - 2 道路等のバリアフリー化

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの適切な整備・補修
- ・歩道と車道との段差、勾配の緩和
- ・バリアフリーに配慮した側溝蓋やグレーチングなどの工作物の施工

5 - 3 - 3 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・交差点部における道路横断の安全確保に資するバリアフリー化に対応した信号機の整備

5 - 3 - 4 心のバリアフリー

- ・高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーの啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の推進
- ・事業者・施設設置管理者における移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練
- ・歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐輪、交通マナー等の問題によりバリアが発生している事案に対する啓発活動等を通じたモラル向上のための取組の促進

※) 道路の維持管理に伴う補修については、継続的に実施。

第6章

実施すべき特定事業、その他の事業

- 6 - 1 目標年次の考え方
- 6 - 2 特定事業
- 6 - 3 その他の事業
- 6 - 4 心のバリアフリー

第6章 実施すべき特定事業、その他の事業

6 - 1 目標年次の考え方

特定事業の目標年次の考え方は、原則として基本構想作成からおおむね5年後の令和12(2030)年度、または、おおむね10年後の令和18(2036)年度までを目標として設定します。

ただし、基本構想の作成段階において、着手予定時期を明確にできない事業や着手まで長期にわたることが想定される事業については、今後、状況に応じて再検討するものとします。

また、すでに実施している取組で、今後も継続していくものについては、継続的に実施するものとして区分します。

※) 春江駅周辺整備事業の整備状況より、着手時期が変動する場合があります。

目標年次の考え方

| | |
|-------------------|--|
| 短期 | 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度を目標に着手 |
| 中長期 | 令和13(2031)年度～令和18(2036)年度を目標に着手 |
| 継続 | 継続的に実施 |
| 今後機会を捉えて 時期を検討 | 実施予定時期を明確にできないため、 今後機会を捉えて整備等の時期を検討 |

特定事業、特定事業者について

- ・特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想制度における要といえるものです。
- ・具体的には、バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。
- ・基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者（特定事業者）には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

6 - 2 特定事業

6 - 2 - 1 公共交通特定事業

| 特定事業者 | 施設名称 | 対象箇所 | 特定事業の内容 | 目標年次 |
|-----------------------------|--------------------------|----------|--|-----------------|
| () 株式会社 ハピライン ふくい | 春江駅 | 出入口 | ・戸の前後に 120cm 以上の水平区間を確保 | 短期 |
| | | | ・自動式の引き戸を 1 以上設置 | 短期 |
| | | | ・出入口に大きめのひさしを設置 | 短期 |
| | | 通路 | ・移動等円滑化基準に沿った通路の設置 | 短期 |
| | | 階段 | ・移動等円滑化基準に沿った階段の設置 | 短期 |
| | | トイレ | ・幅 80cm 以上で段差のない出入口の設置 | 短期 |
| | | | ・男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房の設置 | 短期 |
| | | | ・介助者の同伴に配慮したカーテンなどの設置 | 短期 |
| | | | ・乳幼児用設備の設置 | 短期 |
| | | 点字ブロック | ・呼び出しボタン(通報装置)の設置 | 短期 |
| | | | ・車椅子利用者などに配慮した洗面器の設置 | 短期 |
| | | エレベーター | ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設(出入口、改札口、券売機、階段、エレベーター、トイレ、触知案内板等) | 駅舎改修等に合わせて敷設を検討 |
| | | プラットフォーム | ・移動等円滑化基準に沿った大きさのエレベーターの設置 | 短期 |
| | | 改札口 | ・音声による誘導案内設備、運行情報提供設備の設置 | 継続 |
| 券売機 | ・80cm 以上の拡幅改札口を 1 箇所以上設置 | 短期 | | |
| | ・券売機の車いす対応 | 中長期 | | |

※) 春江駅周辺整備事業に係る対象箇所については、坂井市と協議し特定事業を進める。

6 - 2 - 2 道路特定事業

| 特定事業者 | 施設名称 | 対象箇所 | 特定事業の内容 | 目標年次 |
|----------------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 坂井市 | 春江駅周辺の歩行者空間（西口側） | 歩道等 | ・歩道の勾配の改善、拡幅、点検・管理 | 短期 |
| | 春江駅周辺の歩行者空間（東口側） | 歩道等 | ・連続的な歩道の整備 | 中長期 |
| | 春江駅周辺の歩行者空間（地下道） | 立体横断施設 | ・傾斜路の勾配の改善検討、両側手すりの設置 | 短期 |
| | | | ・目の細かいグレーチングに更新 | 短期 |
| | | | ・出入口部分の水平区間の確保 | 中長期 |
| | 三国土木事務所 | 県道29号（春江駅周辺） | 歩道等 | ・歩道等縁端の段差確保 |
| ・舗装の修繕（インターロッキングブロックの段差解消） | | | | 短期 |
| ・舗装の修繕（段差解消） | | | | 短期 |
| 点字ブロック | | | ・点字ブロックの分断解消 | 短期 |
| 県道29号（随応寺交差点～春江駅周辺） | | 歩道等 | ・歩道等縁端の段差確保 | 今後機会を捉えて時期を検討 |
| | | | ・舗装の修繕（段差解消） | |
| 点字ブロック | | ・点字ブロックの修繕 | | |
| 県道29号（嶺北縦貫線） | | 歩道等、点字ブロック | ・県道の改良工事等とあわせてバリアフリー化を検討 | |
| 県道102号（春江中コミセン～随応寺交差点） | 歩道等、点字ブロック | ・県道の改良工事等とあわせてバリアフリー化を検討 | | |

6 - 2 - 3 交通安全特定事業

| 特定事業者 | 施設名称 | 対象箇所 | 特定事業の内容 | 目標年次 |
|-------|--------------------------------------|------|----------------|---------------------------|
| 坂井警察署 | 県道 102 号 (春江中コ ミセン～随 応寺交差点) | 音声案内 | ・交差点信号の音声案内の設置 | 今後機会 を捉えて 時期を 検討 |
| | 県道 29 号 (随応寺交 差点～春江 駅) | | | |
| | 県道 29 号 (嶺北縦貫 線) | | | |

6 - 2 - 4 教育啓発特定事業

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要となることから、本市の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

| 特定事業者 | 特定事業の内容 | 目標年次 |
|-------|--|------|
| 坂井市 | ・小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進 | 継続 |
| | ・点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進 | 継続 |
| | ・横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」等の普及促進 | 継続 |

6 - 3 その他の事業

| 特定事業者 | 施設名称 | 対象箇所 | 特定事業の内容 | 目標年次 |
|-------------------|-------------------|--------|---------------------------------|------|
| 坂井市 | 春江西口広場 | 歩道等 | ・舗装の修繕（段差解消） | 短期 |
| | | | ・歩道等の勾配の改善 | 短期 |
| | | | ・目の細かいグレーチングに更新 | 短期 |
| | | | ・連続的な歩道の整備 | 短期 |
| | | 点字ブロック | ・点字ブロックの設置 | 短期 |
| | | 駐車場 | ・身障者用乗降スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所） | 短期 |
| | | | ・障害者用駐車スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所） | 短期 |
| | ・わかりやすい駐車場案内表示の設置 | | 短期 | |
| | 春江東口広場 | 歩道等 | ・連続的な歩道の整備 | 中長期 |
| | | | ・移動等円滑化基準に沿ったエレベーターまでの導線確保 | 中長期 |
| | | 駐車場 | ・身障者用乗降スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所） | 中長期 |
| | | | ・障害者用駐車スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所） | 中長期 |
| ・わかりやすい駐車場案内表示の設置 | | | 中長期 | |



6 - 4 心のバリアフリー

面的なバリアフリー化を図るうえでは、ハード面の整備のみならず、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策が不可欠です。

ソフト対策は、本構想における重点整備地区にかかわらず、市全体として早期に取り組を進め、関係機関と連携して継続的に実施していきます。

6 - 4 - 1 心のバリアフリーとは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障がい者等に対して、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化を図ることはできません。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ・障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること
- ・障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」抜粋）



6 - 4 - 2 取組方針

(1) 心のバリアフリーに関する啓発や情報発信

市民や通行者が利用しやすいバリアフリー環境を作っていくためには、ユニバーサルデザインによる施設の整備と合わせて、施設や車両等の優先席や障がい者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮など、市民一人ひとりが実際に行動する必要があります。

そのためには、高齢者や障がい者等に対する理解を深め、思いやりを持った行動に繋がられるよう、心のバリアフリーを広めることが重要です。

これを踏まえて、高齢者や障がい者などへの理解とバリアフリー社会を醸成するため、心のバリアフリーに関する啓発や情報発信に取り組みます。

【参考】中部運輸局管内バリアフリー教室



(2) 事業者等における心のバリアフリーの促進

公共交通事業者や生活関連施設の従業員等の高齢者や障がい者などに対する「理解促進」「対応の向上」を図るために、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。

具体的には、高齢者や障がい者などに対する対応マニュアルの整備、計画的な職員研修（接遇研修や介助研修など）、利用者に対する広報啓発活動などの取組が考えられます。

多くの施設等では従業員への計画的な教育に取り組まれています。高齢者や障がい者などへの理解を深めるため、今後も継続した取組への協力を求めています。

6 - 4 - 3 心のバリアフリーの実現に向けた取組

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要です。そのため、庁内の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

【取組内容】

【 】着手済みの取組
【 ・ 】今後検討する取組

(1) 児童、生徒、学生の理解を深めるために学校等と連携して行う取組

- ◎小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進
- ・小中学校、高等学校における児童・生徒が主体となったバリアフリー関連学習の推進

(2) 住民や事業者等の関係者の理解・協力を得るための取組

- ◎点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進
- ◎声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進
- ・市の広報紙による学校における活動内容紹介記事の掲載
- ・市の広報紙やホームページ等を活用して優れた取組を紹介するなど、共生社会に向けた広報活動の推進
- ・主に公共交通事業者や重点整備地区内の事業所を対象としたバリアフリー講演会の開催
- ・障がい者が利用する車椅子や白杖など、市民が参加するイベントを活用した体験型の啓発活動の実施
- ・心のバリアフリーに関するパンフレットの作成

(3) 事業者等における心のバリアフリー促進への取組

- ・公共交通事業者による駅構内や車内におけるポスターや車内放送を通じた啓発活動
- ・公共交通事業者や事業所を対象としたバリアフリー講演会への参加、職場における従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・点字や多言語及び拡大文字メニューの作成、筆談ボード、手話でのコミュニケーションなど、障がい者や外国人等が利用しやすいサービスの提供

第7章

基本構想の評価

7 - 1 特定事業等の実施状況の把握

7 - 2 スパイラルアップに向けた継続した取組

第7章 基本構想の評価

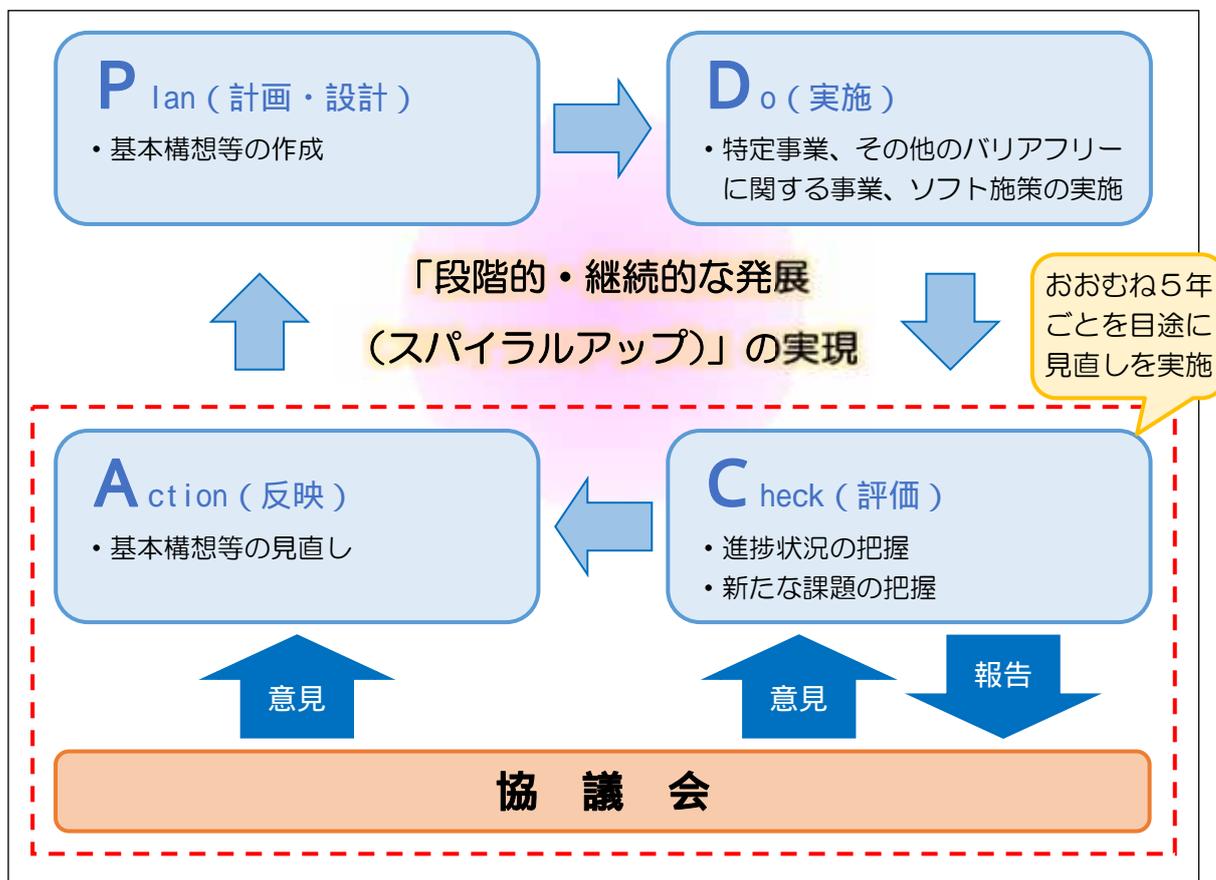
7-1 特定事業等の実施状況の把握

基本構想作成後、特定事業やその他の事業が早期に、かつ、基本構想で明記された目標に沿って進展するよう、必要に応じて特定事業者との連絡・調整を実施しながら、事業の実施状況の把握や情報共有を行います。

7-2 スパイラルアップに向けた継続した取組

- ・基本構想作成後の進行管理・事後評価・見直しに向けて、特定事業の実施状況等を踏まえながら基本構想の評価・見直しを継続的に行い、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」に取り組みます。
- ・具体的には、「計画・設計（Plan）」を「実施（Do）」に移し、結果・成果を「評価（Check）」したうえで、改善・改良すべき点を「反映（Action）」することによって評価・見直しを継続的に行う「PDCAサイクル」の構築を目指します。
- ・今後は、重点整備地区のバリアフリー化に関する実施状況を毎年調査します。また、おおむね5年ごとを目途に基本構想の進捗状況・成果について確認し、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

進行管理体制のイメージ（案）



資料編

資料 1 構想作成の体制及び経緯

資料 2 用語の説明

資料1 構想作成の体制及び経緯

1-1 春江駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

| No | 区分 | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|-------------------------------|----------------------------|------------|------|
| 1 | 学識経験者 (会長) | 福井工業大学環境学部デザイン学科 | 准教授 | 丸山晴之 |
| 2 | 高齢者、障がい者 等の団体の代表者 (副会長) | 坂井市社会福祉協議会 | 会長 | 関輝勝 |
| 3 | 高齢者、障がい者 等の団体の代表者 | 春江さわやかクラブ連合会 | 会長 | 寺嶋康至 |
| 4 | 高齢者、障がい者 等の団体の代表者 | 坂井市心身障害児者福祉連合会 | 理事 | 上野孝子 |
| 5 | 高齢者、障がい者 等の団体の代表者 | 総合型スポーツクラブUNITIVE291 | 代表 | 小林靖幸 |
| 6 | 地域住民代表 | 春江中部まちづくり協議会 | 会長 | 古川欣尚 |
| 7 | 公共交通事業者 | 株式会社ハピラインふくい | 総務企画 部長 | 坂上寿浩 |
| 8 | 公共交通事業者 | 京福バス株式会社 | 取締役 | 松田康弘 |
| 9 | 関係行政機関の 代表者 | 坂井警察署交通課 | 課長 | 岡本卓也 |
| 10 | 関係行政機関の 代表者 | 三国土木事務所道路課 | 課長 | 細川弥 |
| | オブザーバー | 国土交通省 中部運輸局交通政策部共生社会推進課 | 課長 | 馬淵秀樹 |
| | オブザーバー | 坂井市健康福祉部 | 部長 | 森瀬明彦 |

| | | | | |
|--|-----|-------------|------|------|
| | 事務局 | 坂井市建設部 | 部長 | 北出泰章 |
| | 事務局 | 坂井市建設部 | 技監 | 坂口正雄 |
| | 事務局 | 坂井市建設部都市計画課 | 課長 | 林田裕治 |
| | 事務局 | 坂井市建設部都市計画課 | 参事 | 長谷川徹 |
| | 事務局 | 坂井市建設部都市計画課 | 課長補佐 | 嶋川貴義 |
| | 事務局 | 坂井市建設部都市計画課 | 主査 | 西畑政伸 |

1 - 2 構想作成の経緯

| | 開催時期 | 協議事項等 |
|--|---------------|--|
| 第1回 策定協議会 | 令和7年 8月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想と本協議会の目的等 ・春江駅周辺整備事業（案）の概要 ・重点整備地区の範囲 ・春江駅周辺地区のバリアフリーの現状・課題、困りごと など ・まち歩き点検について |
| まち歩き 点検 | 令和7年 9月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検&ワークショップ モデルコースを実際に歩いて確認 今後の取組について意見交換 |
| 第2回 策定協議会 | 令和7年 12月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検結果の確認 ・春江駅周辺地区バリアフリー基本構想（パブリックコメント案）の検討 |
| <p>パブリックコメント （令和8年1月15日（木曜日）から令和8年2月3日（火曜日）まで）</p> | | |
| 第3回 策定協議会 （書面開催） | 令和8年 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・春江駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）の最終とりまとめ |

1 - 3 パブリックコメントの結果

募集期間

令和8年1月15日（木曜日）から令和8年2月3日（火曜日）まで

閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 坂井市役所 建設部 都市計画課

提出された意見及び公表する意見の件数

提出者数： 3人
意見数： 7件

資料2 用語の説明

| | 語句 | 意味 |
|---|----------|--|
| い | 移動等円滑化 | 高齢者や障がい者などの日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際にかかる身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。 |
| | 移動等円滑化基準 | バリアフリー新法に基づき、移動のおよび施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもの。 「公共交通移動等円滑化基準」「道路移動等円滑化基準」「建築物移動等円滑化基準」などがある。 |
| こ | 心のバリアフリー | バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組。 |
| し | 重点整備地区 | バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。高齢者や障がい者などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。 |
| せ | 生活関連経路 | 「より多くの人利用する経路」「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」のこと。原則として全ての生活関連経路はバリアフリー化が必要な特定道路として指定される。 |
| | 生活関連施設 | 「常に多数の人が利用する施設」「高齢者や障がい者などの利用が多い施設」のこと。具体的には以下の施設が該当する。 【常に多数の人が利用する施設】 ●旅客施設、大規模商業施設、文化施設、郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者や障がい者などのほか、妊産婦や乳幼児連れ、ベビーカー利用者など様々な人が利用する用途の施設。 ●国・都道府県・市町村が管理する施設。 【高齢者や障がい者などの利用が多い施設】 ●老人ホーム・障がい者支援施設等高齢者・障がい者が多く居住する施設。 ●福祉サービス施設・老人福祉センター・障がい者地域活動支援センターなど高齢者や障がい者などの利用が多い施設。 |

| | 語句 | 意味 |
|---|------------|---|
| と | 特定建築物 | 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに附属する特定施設。利用円滑化基準適合の努力義務が課せられる。 |
| の | ノーマライゼーション | 障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。 |
| は | バリアフリー | 高齢者や障がい者などが社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。障壁(バリア)には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。 |
| | バリアフリー新法 | 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日に、「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を一体化し、施策の拡充が図られた。 |
| ゆ | ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| ろ | 路外駐車場 | 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう(月極駐車場は路外駐車場には該当しない)。 |
| り | 旅客施設 | 駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。 |

春江駅周辺地区バリアフリー基本構想

【発行】 坂井市 建設部 都市計画課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

電話番号 0776-50-3050 / F A X 番号 0776-67-7522

E-mail keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
